

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 7 月 8 日

豊和工業株式会社

中日運送株式会社

2025年7月8日

吸収分割に係る事後開示書類

愛知県清須市須ヶ口1900番地1
豊和工業株式会社
代表取締役 塚本 高広

愛知県清須市須ヶ口1900番地1
中日運送株式会社
代表取締役 野崎 憲道

豊和工業株式会社（以下「豊和工業」といいます。）及び中日運送株式会社（以下「中日運送」といいます。）は、2025年5月22日付けで吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2025年7月8日を効力発生日として、豊和工業を吸収分割承継会社、中日運送を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日
2025年7月8日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
中日運送の唯一の株主は、豊和工業であることから、会社法第784条の2の規定により、本吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
豊和工業は、中日運送の特別支配会社に該当するため、会社法第785条第2項第2号括弧書により、株式買取請求を行うことができる反対株主から除外され、かつ、豊和工業は、中日運送の唯一の株主であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

豊和工業は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行ったため、会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

豊和工業は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行ったため、会社法第 797 条の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

豊和工業は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 6 月 6 日付で、官報及び電子公告により公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

豊和工業は、効力発生日である2025年7月8日をもって、中日運送から2025年5月22日付で締結した吸収分割契約書に記載の資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から引き継いだ資産及び負債はそれぞれ以下のとおりです。

承継する資産

(1) 流動資産

なし

(2) 固定資産

① 有形固定資産

土地（下記「承継不動産の表示」記載のとおり）

② 無形固定資産

水道施設利用権 106,583円

③ 投資その他の資産

なし

承継する負債

(1) 流動負債

前受収益（下記承継不動産の表示記載の土地に係る前受賃料の全て）

(2) 固定負債

預り保証金 5,550,000円

承継する雇用契約その他の権利義務等

なし

【承継不動産の表示】

- ①所在 小牧市元町二丁目 地番 136番 地目 宅地 地積 2003.30㎡
②所在 小牧市元町二丁目 地番 140番1 地目 宅地 地積 1055.61㎡

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2025年7月8日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

- (1) 本吸収分割は、完全親子会社間の吸収分割であることから、豊和工業は、本吸収分割に際して、中日運送に対して、豊和工業の株式その他の資産の割当てを行っていません。
- (2) 本吸収分割により豊和工業の資本金は増加いたしません。

以上